

まつさか景観まちづくり通信

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です

R7年度号
No.1

令和8年3月
発行



もっともっと松阪市の景観を好きになってほしい！

松阪市では、美しく豊かな景観をかけがえのない市民の「共通資産」として次の世代へ引き継ぎ、誇りと愛着の持てる住みよいまちを実現するため、松阪市景観計画を進めています。

そして、歴史的なまちなみが多く残っている地域を重点地区※に指定し、市民、事業者、行政が一体となって協力しあうことにより、まちなみの保全に努めていきたいと考えています。

この「まつさか景観まちづくり通信」は、地区住民の方々による景観まちづくり活動や取り組みなどをご紹介します。市民の皆さんに美しく豊かな本市の景観や歴史的まちなみにあらためて気づいていただき、「みんなで一緒に歩む景観まちづくり」を目指していくとの想いで発行するものです。

今年度は開催15回目！景観絵画コンクールと景観絵画展

松阪市では、平成23年度から「まつさか景観絵画コンクール」を開催し、小・中学校の子供たちを対象に、身近な景観を認識し、絵を描いていただくことで、景観に対する理解を深めていただいています。

開催15回目となる今年度は905作品もの応募をいただき、松阪市文化財センターで開催した景観絵画展では、これらの作品を展示し、入賞者の表彰式を行いました。

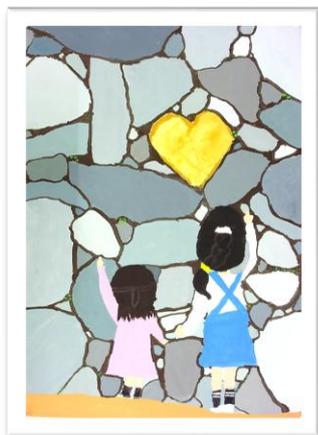


松阪市文化財センターで行われた表彰式の様子

今回は、15回目を記念し「景観交流会賞」を設けました！



最優秀賞に選ばれた3作品



徳和小1年 永尾 莉々果さん
作品名：ハートの石を見つけたよ



天白小4年 水谷 優太さん
作品名：松阪市の商店街



三重大1年 元坂 璃紅さん
作品名：屋下がりの魚町通り

※重点地区とは：住民と行政が一緒になり、地区の美しいまちなみを守り、将来に引き継いでいくため、市の景観計画に位置づけられた地区のことをいう。

松阪市では「景観交流会」を開催しています！

松阪市では、重点地区と重点地区候補地区で景観まちづくりに取り組む方々を中心として、自分達のまちの景観をどのように次の世代へ継承していくか、他地区のまちなみを見学することや情報交換、意見交換を通じて、自分たちの活動方法のヒントになるようなことを得る機会や、景観まちづくり活動の輪が広がることで、連携しあえる仲間を増やしていただくことを目的として開催しています。

令和7年度は景観絵画コンクールの作品選考を行いました！

今年度の景観交流会では、参加していただいた16名の方に、景観絵画コンクール15回目を記念して設けた「景観交流会賞」の選考を行っていただきました。選考後、子どもたちの描いた絵についての感想や、景観まちづくりを進めるうえでの各地区のまちづくり活動、情報発信の大切さなどについて、参加者のみなさんと意見交換を行いました。今後も住民のみなさんと力を合わせ、松阪の良好な景観を未来へ引き継ぐ取り組みを進めてまいります。



こちらの6作品が選ばれました。松阪駅の駅鈴や岡寺、松坂城跡、旧小津清左衛門家が描かれています！



“格子戸のまちなみ”を行灯で演出しました！

市場庄地区はお伊勢参りで賑わった伊勢街道に面し、妻入りと連子格子の歴史的建物が連なったまちなみが特徴で、往時の名残が今でもしのべられます。

去年の12月31日大晦日の夜、格子戸のまちなみを「行灯」で演出する取り組みが行われました。

この取り組みは、市場庄の住民の方々が、伊勢街道に残る歴史的なまちなみを美しく彩ることで、まちなみをPRし、次世代に継承していきたいという思いから、令和3年度より再開したものです。

みなさんも、ぜひ、伊勢街道でも珍しい妻入りと連子格子の歴史的な建物が連なった市場庄のまちなみを歩いてみてください！きっと素敵な発見があるはずです！



重点地区における補助金制度について

重点地区においては、歴史的まちなみの保全に向け、建築物や工作物の修景等をする場合、まちなみ保全に関する行政支援として、補助金を活用していただけます。

詳細は、都市計画課に、お気軽にお問合せください。

歴史的まちなみ等修景整備事業補助金制度(抜粋)

対象	対象行為	助成率	限度額
歴史的 建造物	外観を景観形成基準(修景基準)により、全体修景した部分に係る経費	1/2 以下	300 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)により部分修景した部分に係る経費	1/2 以下	150 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費	1/2 以下	10 万円
一般 建造物	外観を景観形成基準(修景基準)により全体修景した部分に係る経費	1/2 以下	150 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)により部分修景した部分に係る経費	1/2 以下	75 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費	1/2 以下	5 万円
駐車場等 の外構 修景整備	道路沿いの外構(塀、生垣)や工作物(門等)を景観形成基準(修景基準)に基づき、歴史的まちなみへ調和させるため修景整備する経費。(外構のみを整備する場合に適用、同一敷地内で建築物と一体で整備する外構は歴史的建造物及び一般建造物に含まれる)	1/2 以下	45 万円

※令和5年度より、自治会やまちなみ保存会などが行う、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費についても補助の対象となりました。これにより、建物の簡易な修繕や塀の柿渋塗りなども補助対象に含まれるようになりました。



補助金活用

魅力ある“まちなみ”が形成されます！（過去の例）

松阪市では重点地区の、建築物や工作物の修景整備に対して補助金を交付し、歴史的なまちなみの保全に努め、地域活性化につなげています。下記は、補助金を活用され修景整備を行っていただいた事例です。この補助金を活用していただくことで、まちなみが整い魅力が向上しますので、ぜひともご活用をお願いします。

修景前



修景後



修景前



修景後



松阪市の素晴らしい景観の一部を紹介

松阪市では景観計画区域を松阪市全域としています。景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、地域住民の合意形成が得られた地区を、重点地区とし、その他の地区を一般地区と位置付けています。

ここでは、今年度応募された景観絵画コンクール作品の一部をご紹介します。どの作品も素晴らしい景観ばかりです。ぜひ一度訪れてみてください！



旧小津清左衛門家（本町）
作者：村上伍軌さん



市場庄町の旧道
作者：伊東璃空さん

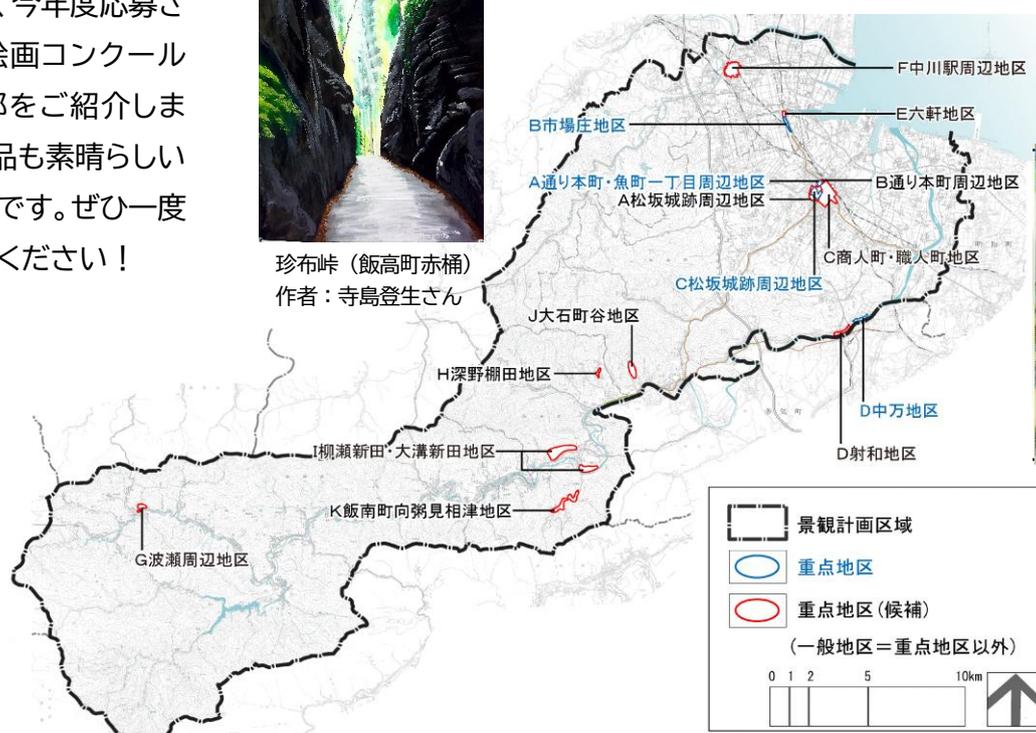
◆ 景観重要建造物 ◆



原田二郎旧宅（殿町）
作者：瀧谷幹太さん



珍布峠（飯高町赤桶）
作者：寺島登生さん



御城番屋敷（殿町）
作者：森田環己さん



深野のだんだん田（飯南町深野）
作者：森下凜香さん



大石不動院（大石町）
作者：坂口莉香さん



神山神社参道（山添町）
作者：林香里さん

※令和7年度景観絵画コンクールの全入賞作品は、市ホームページでご覧いただけます。
市ホームページはこちら▶



発行：松阪市都市計画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 TEL:0598-53-4166 FAX:0598-26-9118

E-mail:tos.div@city.matsusaka.mie.jp

ホームページ:https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/keikan-matsusaka.html